

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 6月14日	第206号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>規</b>	<b>則</b>	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第69号)	4
<hr/>		
<b>告</b>	<b>示</b>	
○ 指定納付受託者の指定	(環境・減量推進室) (第317号)	7
○ 名城公園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第318号)	8
○ 中村公園の指定管理者の公募について	(緑土・緑地利活用課) (第319号)	10
○ 久屋大通公園久屋大通庭園の指定管理者の公募について (緑土・緑地利活用課)	(第320号)	12
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課)	(第321号)	14
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第322号)	15
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第323号)	17
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除 について	(環境・地域環境対策課) (第324号)	19
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第325号)	20
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第326号)	21
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第327号)	22
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ く形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第328号)	23
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第329号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第330号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第331号)	27

○ 車両を乗り入れできる場所の指定について	(緑土・緑地管理課) (第332号)	36
<hr/>		
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第27号)	37
<hr/>		
選挙管理委員会告示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第13号)	38
<hr/>		
監査委員告示		
○ 外部監査人の監査の事務補助について	(第1号)	40
<hr/>		
上下水道局管理規程		
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正	(第19号)	41
<hr/>		
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42
<hr/>		

## 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第69号）

1 改正内容

日中韓三カ国環境大臣会合開催に係る事務を実施するため、主幹を設置し、対応する分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第9条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 9日から施行します。

---

## 達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第27号）

1 改正内容

日中韓三カ国環境大臣会合開催に係る事務を実施するため、主査を設置し、対応する分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第1条関係）

2 施行期日

令和 5年 6月 9日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第69号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表環境局環境企画部の項中

生物多様性に係る企画調整	1	生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。	1
	2	生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。	
	3	生物多様性の主流化の推進に関すること。	
	4	生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。	
	5	外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	

を

生物多様性に係る企画調整	1	生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。	1
	2	生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。	
	3	生物多様性の主流化の推進に関すること。	
	4	生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。	
	5	外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	
環境施策の国際連携に係る企画調整	1	環境施策の国際連携に係る企画及び調整に関すること。	1

に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月9日から施行する。

名古屋市告示第 317号

指定納付受託者の指定

地方自治法（第22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 5年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定納付受託者の名称  
株式会社メルペイ
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地  
東京都港区六本木 6丁目10番 1号 六本木ヒルズ森タワー
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
物品売払代金
- 4 指定納付受託者に指定した日  
令和 5年 6月 5日

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 318号

名城公園の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、名城公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名城公園

(2) 所在地

名古屋市北区名城一丁目、中区二の丸

2 指定管理者が行う業務の範囲

名城公園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 6年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000164058.html>

(2) 配布期間

令和 5年 6月 5日（月）午前10時から同年 7月21日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 5年 6月 5日（月）から同年 7月 6日（木）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 5年 7月 3日（月）から同月21日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 319号

中村公園の指定管理者の公募について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 3第 1項の規定により、中村公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

中村公園

(2) 所在地

名古屋市中村区東宿町 1丁目、中村町字木下屋敷、字高畑、字茶ノ木、  
字待屋及び字河原

2 指定管理者が行う業務の範囲

中村公園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 6年 4月 1日から令和11年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000164057.html>

(2) 配布期間

令和 5年 6月 5日（月）午前10時から同年 7月21日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 5年 6月 5日（月）から同年 7月 6日（木）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 5年 7月 3日（月）から同月21日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 320号

久屋大通公園久屋大通庭園の指定管理者の公募について

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）第 6条第 1項の規定により、久屋大通公園久屋大通庭園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 5年 6月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

久屋大通公園久屋大通庭園

(2) 所在地

名古屋市中区大須四丁目

2 指定管理者が行う業務の範囲

久屋大通公園久屋大通庭園の管理運営に関する業務のうち、募集要項等に定めるもの

3 指定期間

令和 6年 4月 1日から令和16年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトにて公開していますので、ダウンロードしてご覧ください。

ダウンロードページアドレス

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000164058.html>

(2) 配布期間

令和 5年 6月 5日（月）午前10時から同年 7月21日（金）午後 5時まで

(3) 応募書類等の受付期間

ア 参加表明書

令和 5年 6月 5日（月）から同年 7月 6日（木）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）は除きます。

イ 指定管理者指定申請書

令和 5年 7月 3日（月）から同月21日（金）までの午前 9時から午後 5時まで。ただし、名古屋市の休日は除きます。

(4) 受付方法

ア 持参する場合

6の問合せ先へ直接お持ちください。

イ 郵送の場合

6の問合せ先の住所まで送付してください。（締切日必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

6 問合せ先

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2492

電子メールアドレス

a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 321号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 5年 6月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果  
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 322号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年 6月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
河野 和行 名古屋市中川区服部三丁目 912番地の 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
若松 和彦 名古屋市中川区富永二丁目 248番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区水里四丁目 145番、畑、148.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 7月 1日から令和 8年 6月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人
  - (3) 農機具の保有状況  
耕運機： 1、鋤： 1、鎌： 1、支柱：40、ネット： 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 323号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年 6月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
伊藤 亨 名古屋市中川区東中島町六丁目30番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
岩田 勝秋 名古屋市港区西福田三丁目 913番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市港区西福田五丁目 220番、畑、500.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 7月 1日から令和11年 6月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
1,891.00平方メートル
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 260日、農業従事者： 1人
  - (3) 農機具の保有状況  
鍬： 1、三角ホー： 1、トラクター： 2、小型管理機： 4

軽トラック： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 324号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第 484号及び令和 4年名古屋市告示第 375号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市熱田区六野一丁目 307番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壤溶出量基準）  
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 325号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市北区安井四丁目1401番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 326号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中村区烏森町 6丁目77番 5の全部、80番の全部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 327号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 5年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町36番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 328号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 6月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市守山区川東山 1番56の一部、 1番58の一部、 1番59の一部、 1番62の一部、 2番18の一部、 2番19の一部、 2番20の一部、 2番21の一部、 2番26の一部、 2番27の一部、 2番28の一部、 2番29の一部、 2番30の一部及び14番 3の一部並びに松坂町 1番の一部、 2番 2の一部、 2番 3の一部、 3番 2の一部、 4番 2の一部、 4番 3の一部、 4番11の一部及び 271番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

<sup>ひ</sup>砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 329 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 6 月 7 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域  
港区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
7 月 19 日（水）	南陽センター（談話室）
7 月 24 日（月）	東港中学校（正門：特別活動室）
7 月 27 日（木）	小碓小学校（南東門：特別活動室）
8 月 4 日（金）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）
8 月 8 日（火）	名古屋市工業研究所（正門：展示場東）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 330号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特  
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、  
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による  
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 6月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
医療法人杏園会介護老人 保健施設かなやま	名古屋市熱田区桜田町 9番 3号	平成24年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 331号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 6月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社オーディーエス
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区丸の内三丁目20番 2号
	新	名古屋市東区泉一丁目15番14号
介護事業所の名称		ヘルパーステーションなないろ
介護事業所の所在地		名古屋市東区泉一丁目15番14号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社PRECIOUS・BEAUTY
介護事業者の所在地		名古屋市西区上名古屋三丁目25番35号
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションにこ
	新	訪問介護にこ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区上名古屋三丁目25番35号
	新	名古屋市西区歌里町42番地
変更年月日		令和 4年10月17日

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社オーディーエス
介護事業者の所在地		名古屋市東区泉一丁目15番14号
介護事業所の名称		訪問看護ステーションなないろ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区太閤二丁目 3番 7号
	新	名古屋市東区泉一丁目15番14号
変更年月日		令和 5年 4月 1日

介護事業者の名称		社会医療法人愛生会
介護事業者の所在地		名古屋市北区上飯田北町 2丁目70番地
介護事業所の名称		愛生訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区上飯田通 2丁目37番地
	新	名古屋市北区上飯田北町 2丁目70番地
変更年月日		令和 5年 3月20日

介護事業所の名称	旧	医療法人晃明会藤井歯科医院畑江分院
	新	医療法人晃明会藤井歯科医院
介護事業所の所在地		名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 4年 5月 1日

介護事業所の名称		いとう歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区富田町戸田字西割取33番地の 1
	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2806番地
変更年月日		平成21年 7月25日

介護事業者の名称		有限会社小さな手
介護事業者の所在地		名古屋市港区本宮町 2丁目38番地の 6
介護事業所の名称	旧	訪問看護小さな手
	新	訪問看護千下之一色
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区下之一色町字中ノ切54番地
	新	名古屋市中川区下之一色町字宮分 7番地
変更年月日		令和 5年 3月 1日

介護事業者の名称		医療法人純正会
介護事業者の所在地		名古屋市中川区荒子二丁目40番地
介護事業所の名称		訪問看護ステーション太陽・緑
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地
	新	名古屋市緑区六田一丁目 250番地
変更年月日		令和 5年 4月 1日

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	医療法人晃明会藤井歯科医院畑江分院
	新	医療法人晃明会藤井歯科医院
介護事業所の所在地		名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 4年 5月 1日

介護事業所の名称		いとう歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区富田町戸田字西割取33番地の 1
	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2806番地
変更年月日		平成21年 7月25日

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	めいてつ調剤薬局本店
	新	まちほけ薬局名古屋医療センター前店

介護事業所の所在地	名古屋市東区三の丸四丁目 3番14号
変更年月日	令和 5年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	めいてつ調剤薬局東大手店
	新	まちほけ薬局名鉄東大手駅店
介護事業所の所在地	名古屋市東区三の丸四丁目 3番14号	
変更年月日	令和 5年 4月 1日	

介護事業所の名称	旧	医療法人晃明会藤井歯科医院畑江分院
	新	医療法人晃明会藤井歯科医院
介護事業所の所在地	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1	
変更年月日	令和 4年 5月 1日	

介護事業所の名称	旧	めいてつ調剤薬局丸の内店
	新	まちほけ薬局丸の内店
介護事業所の所在地	名古屋市中区三の丸四丁目 3番14号	
変更年月日	令和 5年 4月 1日	

介護事業所の名称	福ふく調剤薬局石川橋店	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区菊園町 3丁目20番地
	新	名古屋市昭和区菊園町 3丁目19番地の 1
変更年月日	令和 5年 6月 1日	

介護事業所の名称	いとう歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区富田町戸田字西割取33番地の 1
	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2806番地
変更年月日	平成21年 7月25日	

## 5 通所介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	名古屋南ケアセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市南区白雲町 6番地	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	守山ケアコミュニティそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市守山区西城二丁目13番26号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	植田ケアセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区焼山二丁目1404番地	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

#### 6 短期生活入所介護及び介護予防短期生活入所介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
----------	---	-------------------------

		イ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	植田ケアセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区焼山二丁目1404番地	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

#### 7 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニテイ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	小規模多機能型居宅介護ひょうたん山そよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市守山区守山二丁目12番 2号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

#### 8 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニテイ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	認知症対応型共同生活介護ひょうたん山そよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市守山区守山二丁目12番 2号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

#### 9 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	中村ケアプランセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市市中村区鳥居通 5丁目30番地の 1	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	医療法人純正会	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区荒子二丁目40番地	
介護事業所の名称	居宅介護支援事業所太陽・緑	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地
	新	名古屋市緑区六田一丁目 250番地
変更年月日	令和 5年 4月 1日	

#### 10 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	新道ケアコミュニティそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE

介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	植田ケアセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区焼山二丁目1404番地	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

#### 11 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	新道ケアコミュニティそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市西区新道一丁目 9番 3号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	株式会社PRECIOUS・BEAUTY	
介護事業者の所在地	名古屋市西区上名古屋三丁目25番35号	
介護事業所の名称	旧	訪問介護ステーションにこ
	新	訪問介護にこ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区上名古屋三丁目25番35号
	新	名古屋市西区歌里町42番地
変更年月日	令和 4年10月17日	

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号

介護事業所の名称	名古屋南ケアセンターそよ風
介護事業所の所在地	名古屋市南区白雲町 6番地
変更年月日	令和 5年 4月 3日

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	守山ケアコミュニティそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市守山区西城二丁目13番26号	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

介護事業者の名称	旧	株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
	新	株式会社SOYOKAZE
介護事業者の所在地	旧	東京都港区南青山二丁目12番14号
	新	東京都港区北青山二丁目 7番13号
介護事業所の名称	植田ケアセンターそよ風	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区焼山二丁目1404番地	
変更年月日	令和 5年 4月 3日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 332号

車両を乗り入れできる場所の指定について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 4条の 2第 8号に規定する車両を乗り入れできる場所について、次のとおり臨時に指定します。

令和 5年 6月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 場所

名城公園

都市計画道路 3・2・42大津町線から入り、二の丸東門を経て、愛知県体育館北側を通り、二の丸西門に至る園路

2 期間

令和 5年 7月 9日（日）から同月23日（日）まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>環 境 局</p> <p>（略）</p> <p>環境企画部</p> <p>環境企画課</p> <p>環境企画係</p> <p>（略）</p> <p>主 査（環境教育に係る市民協働）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>環 境 局</p> <p>（略）</p> <p>環境企画部</p> <p>環境企画課</p> <p>環境企画係</p> <p>（略）</p> <p>主 査（環境教育に係る市民協働）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>主 査（環境施策の国際連携に係る企画調整）</u></p> <p><u>(1) 環境施策の国際連携に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>（略）</p>

附 則

この達は、令和5年6月9日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第13号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和5年6月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,764 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,023 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,700人	熱田区	18,332人
東区	22,581人	中川区	59,836人
北区	45,191人	港区	38,251人
西区	41,192人	南区	36,784人
中村区	37,934人	守山区	47,640人
中区	25,736人	緑区	66,906人
昭和区	28,647人	名東区	43,399人
瑞穂区	29,806人	天白区	43,462人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

314,697人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人大橋正明の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 5年 6月 5日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

氏 名	住 所	補助できる期間
道家 秀幸	岐阜県岐阜市香蘭 2丁目90番地 BELISTA岐阜香蘭1104号室	告示の日から令和 6年 3月31日まで
内田 充幸	愛知県瀬戸市仲切町73番地の 3	
杉山 真希	名古屋市天白区池見二丁目 136番地の 1	
草田 由紀	愛知県稲沢市小沢三丁目19番 8号	
吉野 公美	愛知県岡崎市天白町字郷西49番地52	
臼井 和樹	名古屋市西区幅下二丁目20番24号 ディアレイシャス浅間町 301号	
柴山 健太郎	愛知県北名古屋市九之坪天下地27番地	
諏訪 裕磨	岐阜県岐阜市金園町10丁目17番地 モアグレース梅林公園北館1301号室	

名古屋市監査事務局監査管理課

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月8日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第7条第1項第4号中「専属する」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年6月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルヂング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
三菱地所(株)	代表執行役 吉田 淳一	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	変更なし	代表執行役 中島 篤	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)カフーツ	代表取締役 米田 和威	東京都世田谷区瀬田二丁目32番14号	—	—	—	令和4年5月31日
2	(株)イコールコンディション	代表取締役 佐藤 卓文	東京都世田谷区池尻2丁目4番5号	—	—	—	令和5年3月31日

3	—	—	—	株ウエニ貿易	代表取締役 宮上 光弘	東京都台東区池之端一丁目6番17号	令和4年10月28日
4	—	—	—	株芋花恋	代表取締役 平野 富雄	愛知県日進市岩崎台三丁目1506番地	令和5年4月1日
5	—	—	—	株TENTIAL	代表取締役 中西 裕太郎	東京都中央区日本橋富沢町7番16号	令和5年4月14日
6	—	—	—	株ビームス	代表取締役 設楽 洋	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号	令和5年4月19日
7	—	—	—	株ジュン	代表取締役 佐々木 進	東京都港区南青山二丁目26番1号	令和5年4月19日
8	—	—	—	株BAND EL	代表取締役 山本 雅之	東京都港区南青山二丁目11番11号	令和5年4月19日
9	タンゴヤ(株)	代表取締役 田城 弘志	大阪府中央区淡路町三丁目5番1号	グローバルスタイル(株)	変更なし	変更なし	令和4年11月1日
10	プリモ・ジヤパン(株)	代表取締役 澤野 直樹	東京都中央区銀座5丁目12番5号	変更なし	代表取締役 藤江 秀一	変更なし	令和4年9月1日
11	株弁才天	代表取締役 大野 淳平	名古屋市中区栄一丁目6番15号	変更なし	代表取締役 水鳥 功雄	変更なし	令和5年3月14日

### 3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 5年 4月 1日
- (2) 小売業者については、2で既述

### 4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため

- (3) No. 3からNo. 8までの小売業者については、入店のため
- (4) No. 9の小売業者については、名称変更のため
- (5) No.10及びNo.11の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年 5月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 6月 9日から同年10月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年10月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課